

通学区域について

八王子市教育委員会
学校教育部 教育支援課

通学区域とは

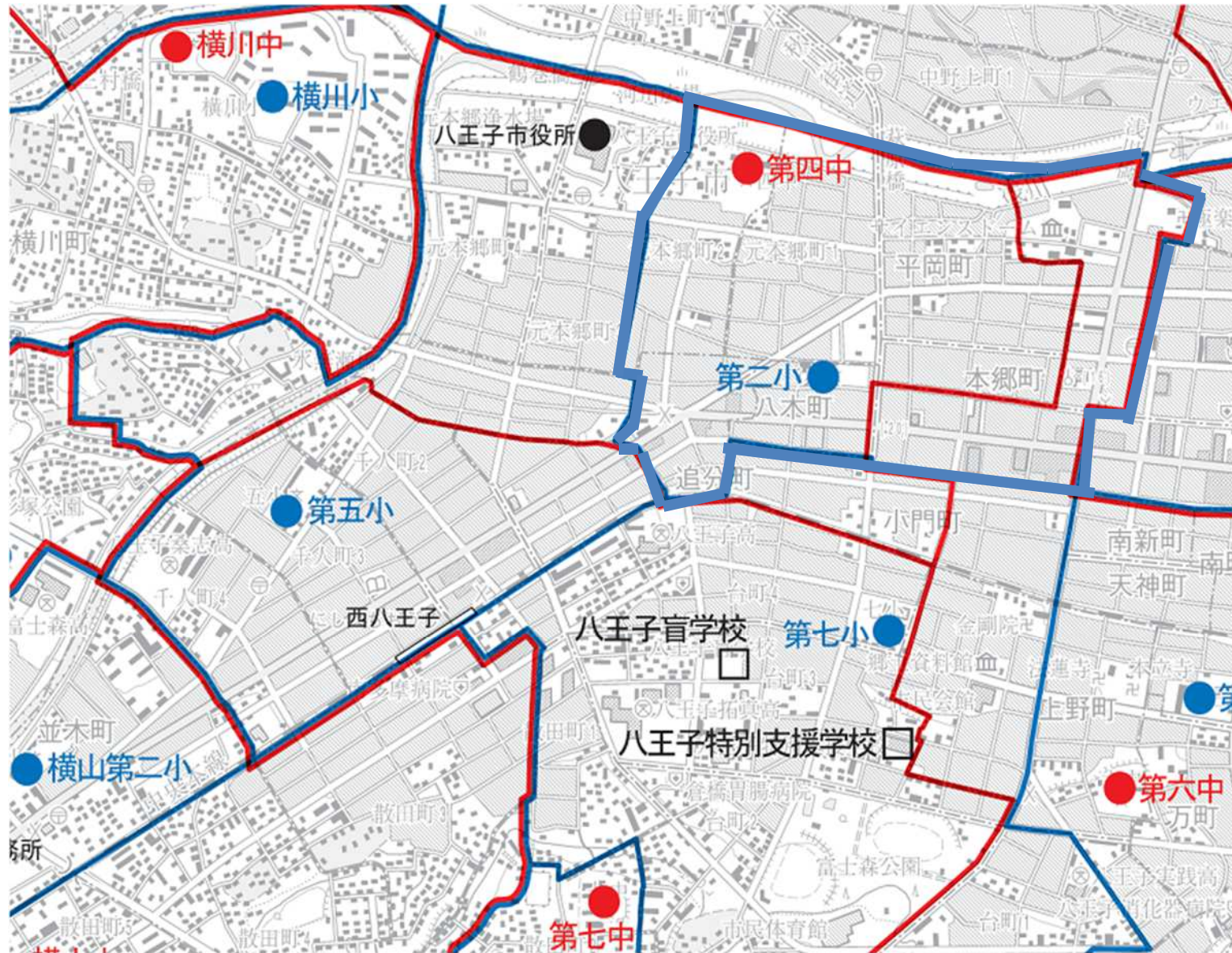
学校教育法施行令第5条2項

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

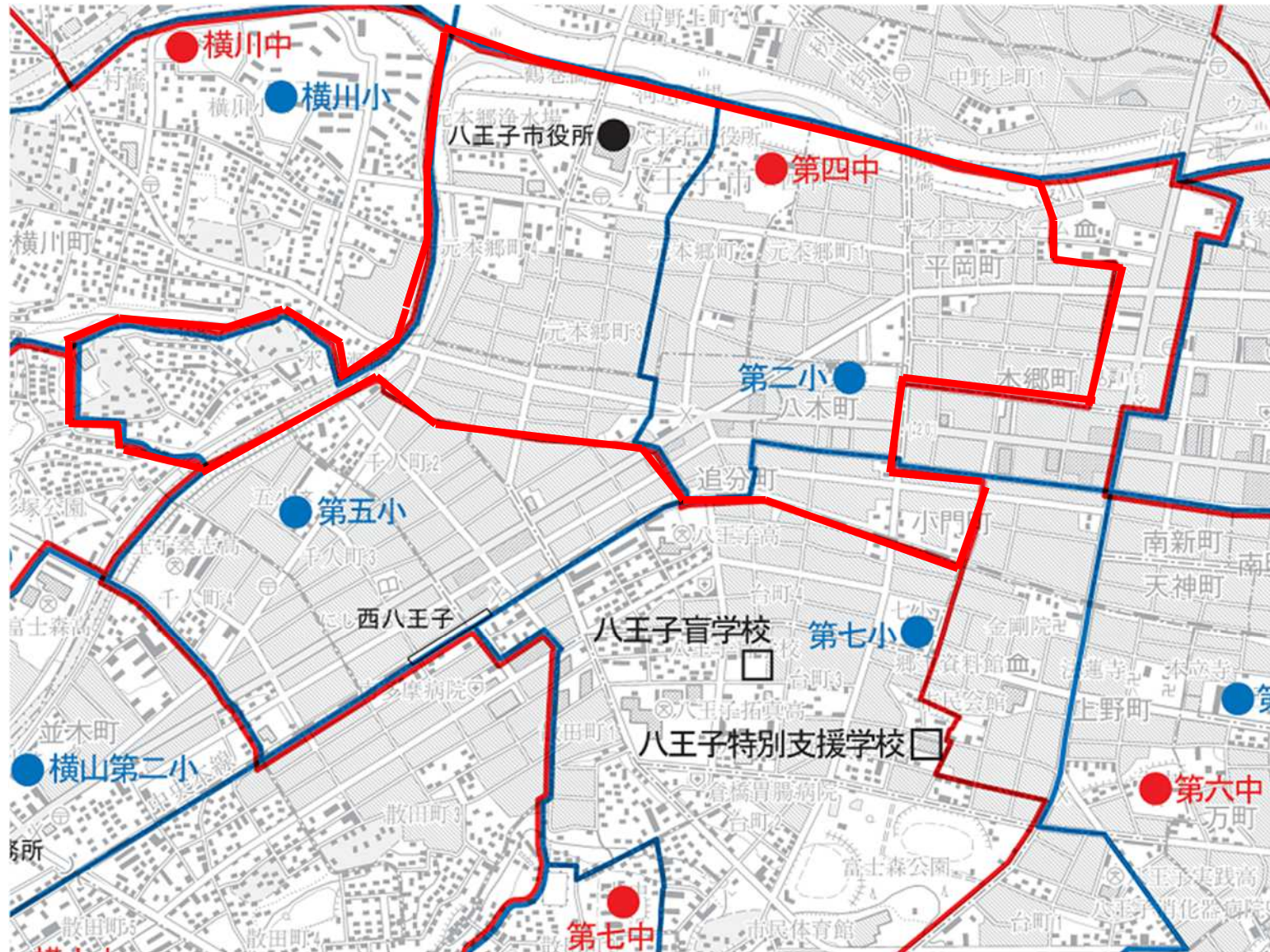


児童・生徒の住所に応じ就学すべき学校を定めた

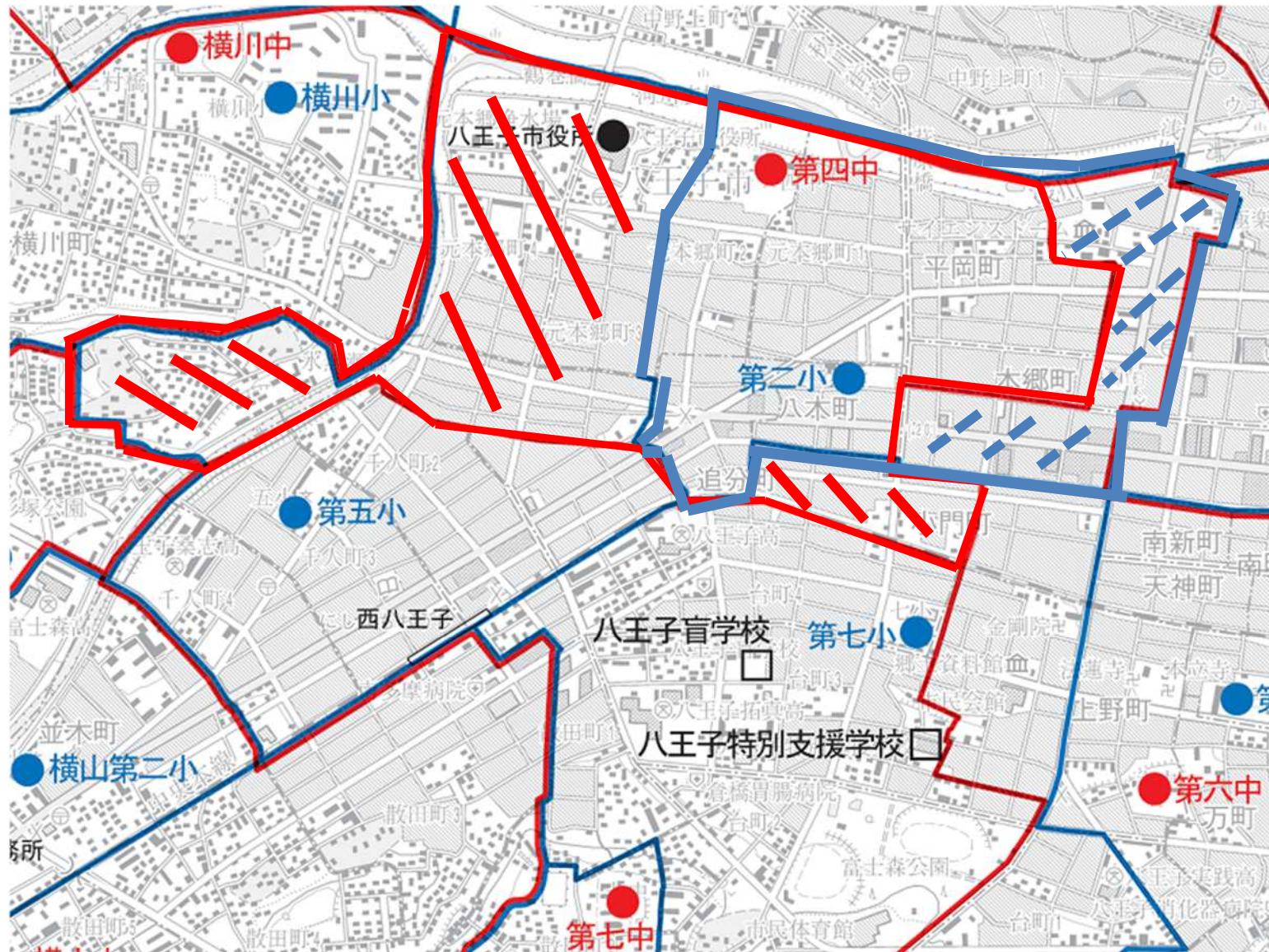
第二小学校 通学区域



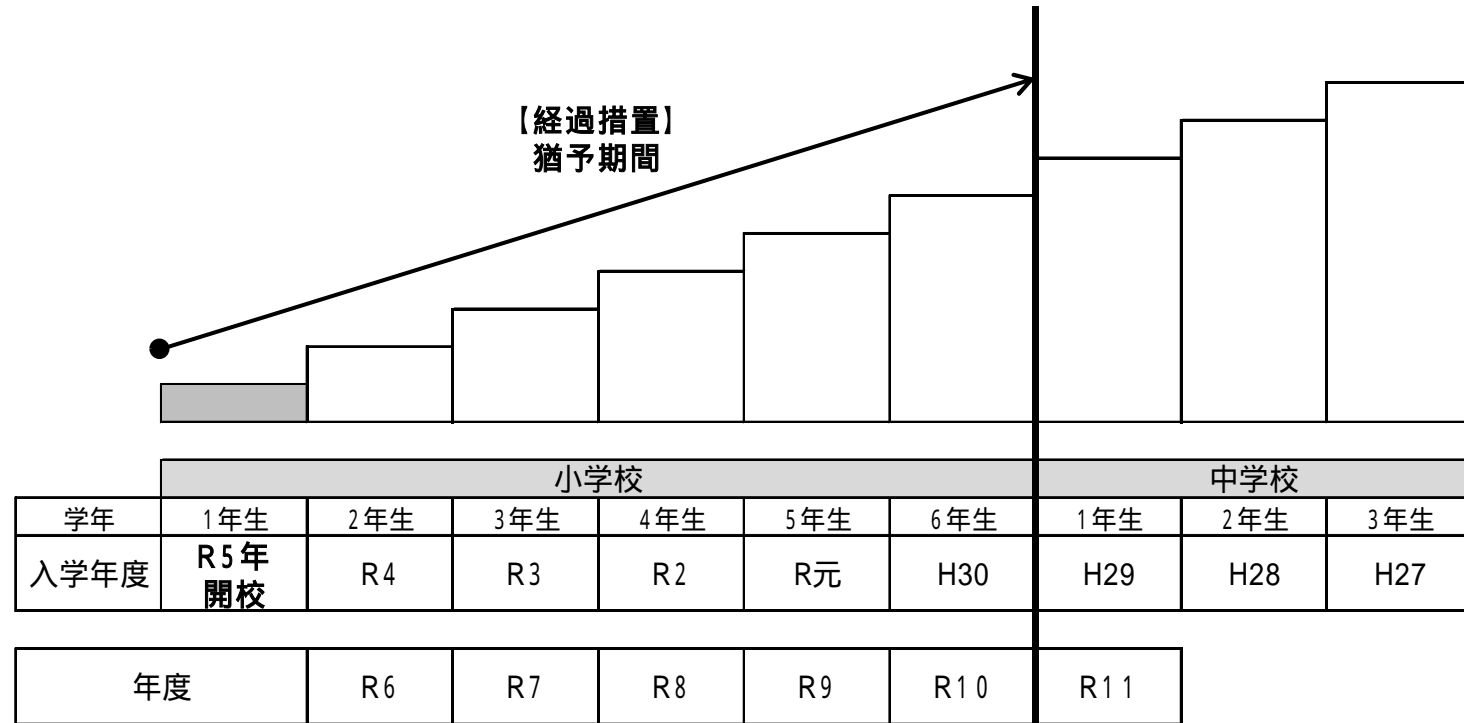
第四中学校 通学区域



第二小・第四中学校 通学区域



経過措置(イメージ)



【経過措置】・義務教育学校の周知については、平成30年度入学からの児童・生徒には周知されていない。
平成30年度入学の児童・生徒から周知するため猶予期間を設ける。

・令和5年度開校に入学する児童が、中学1年となる令和11年度新入学生徒までの期間は、指定校変更制度や学校選択制の猶予期間として、中学校については、従来の学校選択制と同様に、中学校は市内全域より選択可能とする。

・令和11年度以降は、9年間の学びの確保の観点から、今後、新たに設定される学区内の者に限る。

・転入、転居により学区内に入って来た者については就学できることとする。

小・中学校の学校選択制を見直し

市立小・中学校では、お住まいの住所により指定される学校(指定校)への入学を原則としていますが、希望により指定校以外の学校を選ぶことができる「学校選択制」を運用しています。保護者や生徒の皆さんを対象とした調査や、学校運営協議会への聞き取り、これまでの制度運用の状況に基づいて検証し、令和3年4月に制度の見直しを行います。

☎教育支援課 (☎520・7339 ☎627・8813)

小学校

対象：平成26年4月2日以降に生まれた方

新指定校変更制度へ移行

学校選択制に関する保護者への調査から、全体の16%前後の方が学校選択制を利用しており、その多くが自宅から近い学校を選択する傾向にあります。この傾向を踏まえ、学校選択制を見直し「新指定校変更制度」へ移行します。新制度では、下の基準に該当する場合は、希望により指定校を変更することができます。

見直しのポイント

新たに基準を追加

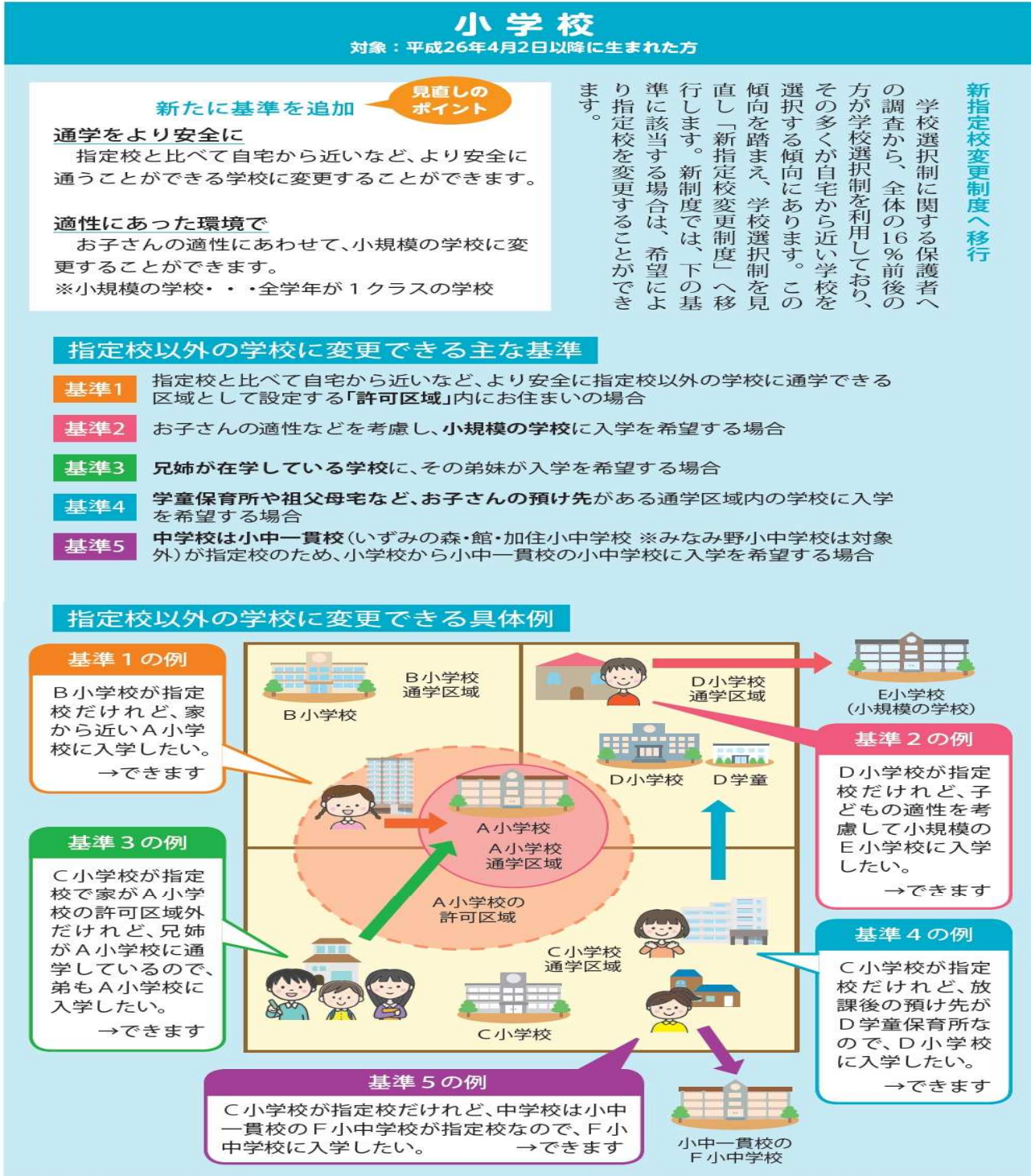
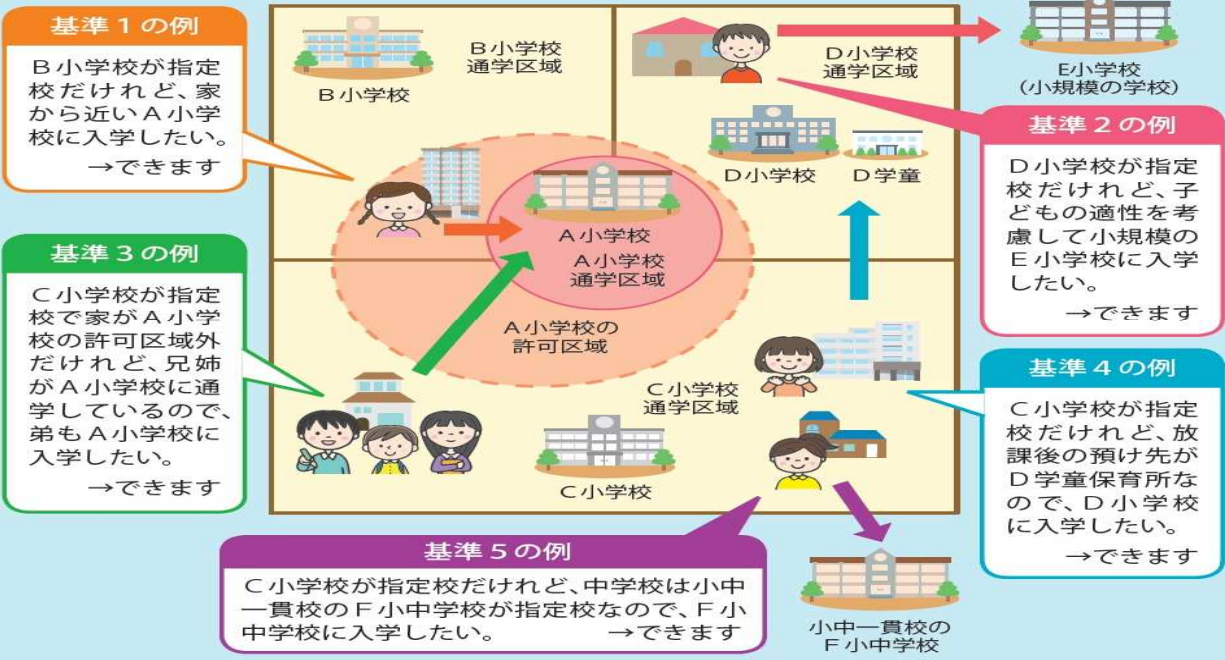
通学をより安全に
指定校と比べて自宅から近いなど、より安全に通うことができる学校に変更することができます。

適性にあつた環境で
お子さんの適性にあわせて、小規模の学校に変更することができます。
※小規模の学校・・・全学年が1クラスの学校

指定校以外の学校に変更できる主な基準

- 基準1** 指定校と比べて自宅から近いなど、より安全に指定校以外の学校に通学できる区域として設定する「許可区域」内にお住まいの場合
- 基準2** お子さんの適性などを考慮し、小規模の学校に入学を希望する場合
- 基準3** 兄弟が在学している学校に、その弟妹が入学を希望する場合
- 基準4** 学童保育所や祖父母宅など、お子さんの預け先がある通学区域内の学校に入学を希望する場合
- 基準5** 中学校は小中一貫校(いずみの森・館・加住小中学校 ※みなみ野小中学校は対象外)が指定校のため、小学校から小中一貫校の小中学校に入学を希望する場合

指定校以外の学校に変更できる具体例



中学校

対象：平成20年4月2日以降に生まれた方

入学決定までの流れ

選択希望票提出

指定校以外の学校を選択する場合に「選択希望票」を提出。

公開抽選

希望者数が受け入れ人数を超えた場合のみ公開抽選を実施し、入学者を決定。

指定校への入学を希望する場合は、抽選の対象とはなりません。

受け入れ人数の 設定方法を変更

見直しの
ポイント

指導方法に応じて

令和3年度から完全実施となる「新学習指導要領」に沿った新たな指導方法や、「習熟度別指導」に応じた教室の利用計画に基づき、受け入れ人数を算出します。

学校選択制を継続
中学校は、今後も市内すべての中学校から自由に選択できる「学校選択制」を継続しますが、学習環境の充実を図るため、受け入れ人数の設定方法の見直しを行います。

「新入学のご案内」を令和2年4月以降に
対象となるご家庭へ郵送します。

対象：令和3年4月に市立小・中学校に入学するお子さんがいる家庭

小学校の「許可区域」は、令和元年12月頃、
市ホームページなどでお知らせします。